

食安輸発第0418003号

平成20年4月18日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331001号（最終改正：平成20年4月18日付け食安輸発第0418001号）にて通知したところですが、今般、検疫所のモニタリング検査において、韓国産生鮮青とうがらしからテブコナゾールを検出したことから、韓国産青とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）に対する検査命令の検査項目にテブコナゾールを追加することとしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

<違反事例>

1 品名：生鮮青とうがらし

生産国：韓国

輸入者：有限会社 葵商事

輸出者：KCJ CORPORATION

届出数量及び重量：80カートン、800kg

検査結果：テブコナゾール 0.07ppm（基準値：0.01ppm）

届出先：福岡検疫所門司検疫所支所

違反確定日：平成20年3月13日

措置状況：567kg 廃棄済み、117kg 消費済み、116kg 調査中

2 品 名：生鮮青とうがらし

生産国：韓国

輸入者：株式会社 AI TRADING

輸出者：ALP-KS TRADING CO., LTD.

届出数量及び重量：30カートン、300kg

検査結果：テブコナゾール 0.24ppm（基準値：0.01ppm）

届出先：大阪検疫所

違反確定日：平成20年4月16日

措置状況：調査中